

第 28 次地方制度調査会

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」

(平成 17 年 12 月 9 日) (抄)

第 1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

2 法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実

(3) 自主性・自律性の拡大に対応した地方公共団体の事務処理の適法性の確保

地方公共団体の自主性・自律性を拡大する見地からは、地方公共団体の事務処理の適法性の確保も課題であり、事後的な是正方策の検討をすることが必要である。

現行制度では、是正の要求・指示を受けた地方公共団体が、当該是正の要求・指示に不服がある場合には本来は審査の申出をすべきにもかかわらず審査の申出をせず、かつ是正改善措置を講じない場合には、義務違反が継続することとなるという問題がある。

この点については、地方公共団体が審査の申出をしない場合には一定期間内には是正改善措置の内容を大臣に通知するとともに、議会にその内容を報告し、併せて公表することとすべきとの意見、さらには間接強制に類似した措置の導入を検討すべきとの意見もある。しかしながら、地方公共団体が当然従うべきルールについてあえて制度化する必要性はないとの意見や、長の選挙等を通じて是正改善を図る手段もあることから現時点における新たな措置の導入に慎重な意見もあり、さらに検討を進める必要がある。